

国立大学法人山梨大学第4期中期目標・中期計画（素案）

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>（前文）法人の基本的な目標</p> <p>山梨大学は、「地域の中核、世界の人材」をスローガンに、「人」を生かす大学運営を基本とし、独創的な研究と学際的な教育を推進しながら、真に地域の活性化を担い世界で活躍できる大学人を育成する。</p> <p>上記目標を実現するため、学長のリーダーシップの下で多様な改革を積極的に推進しつつ、地域社会及び国際社会のニーズに対応すべく柔軟かつ機動的な運営を行い、存在感を高めることを目指す。このため、以下の方針に基づき、意欲的・戦略的な取組みを推進する。</p> <p>（1）医工農融合型学位プログラムや大学等連携推進法人制度を活用した未来志向のグローバル人材の育成</p> <p>（2）大学の強みと特色を生かした世界トップレベルの学術研究の推進</p> <p>（3）産学官連携を基軸に地域の持続的発展や産業イノベーションを推進する地域産業人材の創出</p> <p>（4）学長のリーダーシップによる徹底した経費抑制と戦略的資源配分</p>	
<p>中期目標の期間</p> <p>中期目標の期間は、令和4年4月1日～令和10年3月31日までの6年間とする。</p>	

<p>教育研究の質の向上に関する事項</p> <p>1 社会との共創</p> <p>(1) 人材養成機能や研究成果を活用して、地域の産業（農林水産業、製造業、サービス産業等）の生産性向上や雇用の創出、文化の発展を牽引し、地域の課題解決のために、地方自治体や地域の産業界をリードする。</p>	<p>教育研究の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 社会との共創に関する目標を達成するための措置</p> <p>1. 大学等連携推進法人（大学アライアンスやまなし）の枠組を活用するなど、山梨県立大学をはじめ他機関との新規連携事業の実施や既存の事業の拡充等多様な取組を展開する。また、地域社会の将来ビジョンや山梨県の高等教育の将来像についての恒常的な議論等を行うための「地域連携プラットフォーム」を関係機関と連携して整備する中で、得られた知見を教育プログラムの開設や内容をより実践的なものとするなどの取組みに反映し、地域に貢献できる未来志向の人材を養成する。</p> <table border="1" data-bbox="1218 419 2139 593"> <tr> <td>評価指標</td> <td>(1)他機関との新規連携事業の実施 (2)山梨県立大学との新規連携事業の実施 (3)連携機関との共同研究・受託研究数：5件以上 (4)地域連携プラットフォームの整備 (5)得られた知見等の教育に関する取組みへの反映</td> </tr> </table> <p>2. 地域産業を担う人材の養成や地域社会のイノベーションに寄与するため、従前から取り組んできた医療機器や水素・燃料電池分野に加え、最先端のDX技術などに関し、自治体や産業界と連携し研究成果の社会実装等に係るニーズ把握を適切に行うとともに、それらを踏まえた地域人材育成プログラムを実施する。また、数理・データサイエンス・AIなどの新たな分野をテーマとする社会人対象の学び・キャリア形成支援事業を通じ、社会変化に柔軟に対応できる知識等を修得した地域産業人材を養成する。</p> <table border="1" data-bbox="1218 834 2139 941"> <tr> <td>評価指標</td> <td>(1)研究成果の社会実装等に係るニーズ調査の実施 (2)地域人材育成プログラムの実施 (3)社会人対象の学び・キャリア形成支援事業の実施</td> </tr> </table>	評価指標	(1)他機関との新規連携事業の実施 (2)山梨県立大学との新規連携事業の実施 (3)連携機関との共同研究・受託研究数：5件以上 (4)地域連携プラットフォームの整備 (5)得られた知見等の教育に関する取組みへの反映	評価指標	(1)研究成果の社会実装等に係るニーズ調査の実施 (2)地域人材育成プログラムの実施 (3)社会人対象の学び・キャリア形成支援事業の実施
評価指標	(1)他機関との新規連携事業の実施 (2)山梨県立大学との新規連携事業の実施 (3)連携機関との共同研究・受託研究数：5件以上 (4)地域連携プラットフォームの整備 (5)得られた知見等の教育に関する取組みへの反映				
評価指標	(1)研究成果の社会実装等に係るニーズ調査の実施 (2)地域人材育成プログラムの実施 (3)社会人対象の学び・キャリア形成支援事業の実施				
<p>2 教育</p> <p>(2) 国や社会、それを取り巻く国際社会の変化に応じて、求められる人材を育成するため、柔軟かつ機動的に教育プログラムや教育研究組織の改編・整備を推進することにより、需要と供給のマッチングを図る。</p>	<p>2 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>3. 18歳人口の減少等に伴う教員養成課程の規模の見直しについて、ステークホルダーからの意見等を適切に聴取する中で検討を進め、成案化する。また、生命環境学部と医学部の融合による新たな教育組織を新設し、さらに大学院レベルにまで展開するなど、基本理念である「諸学融合」の実現に向け、社会変化や学術動向に柔軟に対応した教育体制やプログラム等の整備を機動的に進める。</p> <table border="1" data-bbox="1218 1225 2139 1399"> <tr> <td>評価指標</td> <td>(1)教員養成に係るステークホルダーからの意見聴取：1回以上/年 (2)教員養成課程の規模の見直しに係る成案化 (3)生命環境学部と医学部の融合教育組織の新設及び大学院レベルへの展開</td> </tr> </table>	評価指標	(1)教員養成に係るステークホルダーからの意見聴取：1回以上/年 (2)教員養成課程の規模の見直しに係る成案化 (3)生命環境学部と医学部の融合教育組織の新設及び大学院レベルへの展開		
評価指標	(1)教員養成に係るステークホルダーからの意見聴取：1回以上/年 (2)教員養成課程の規模の見直しに係る成案化 (3)生命環境学部と医学部の融合教育組織の新設及び大学院レベルへの展開				

(3) 学生の能力が社会でどのように評価されているのか、調査、分析、検証をした上で、教育課程、入学者選抜の改善に繋げる。特に入学者選抜に関しては、学生に求める意欲・能力を明確にした上で、高等学校等で育成した能力を多面的・総合的に評価する。

4. 「山梨大学に入学したい」学生を増大させるため、高大接続事業の実施方針を見直しつつ、その内容について関係者に適切に周知する。また、山梨県教育委員会の協力を得る中で、高校生にとって真に魅力のある高大接続教育プログラムを拡充させるとともに、多角的な入学者選抜方法を企画し、提供する。

評価指標	(1) 高大接続事業実施方針の見直し：令和4年度まで (2) 各教育プログラムの県内外高校または進学説明会への出向数：プログラムごとに1回以上/年 (3) 各教育プログラムが実施する高大接続事業への参加を前提とした入学者選抜方法の策定・実施：令和7年度から実施、以降継続
------	---

5. 教育の内部質保証機能の充実に向け、第3期に策定した教育に係る3つ(ディプロマ・カリキュラム・アドミッション)のポリシーを検証・評価するとともに、アセスメントポリシーを策定し、これを公表する。これらを踏まえ、個々の学生の学修目標の達成度及び満足度について、可視化方法をシステム化するほか、ディプロマサプリメントを導入するなど、新たな評価方法を確立し、公表する。

評価指標	(1) 3つのポリシーの見直し：令和4年度まで (2) アセスメントポリシーの策定・公表：令和4年度まで (3) 学修目標の達成度・満足度の可視化方法のシステム化：令和8年度まで (4) ディプロマサプリメントの導入：令和8年度まで (5) 教育プログラムごとの評価の平均値及び標準偏差の公表：令和8年度から
------	--

6. 教学マネジメント体制を全学的に強化していくため、その指針を早期に策定したうえで、自己点検・評価機能の見直しなど教育の内部質保証体制を定期的に点検する。また、同体制の下、PDCAサイクルを機能させつつ、各教育プログラムの評価ツールを活用しそれぞれの活動を評価するとともに、学修成果・教育成果の可視化を実現する。

評価指標	(1) 教学マネジメント指針の作成：令和4年度まで (2) 内部質保証体制の定期的な点検：毎年度 (3) 各教育プログラムの評価ツールを活用した活動の評価と改善 (4) 学修成果・教育成果の可視化
------	---

(4) 特定の専攻分野を通じて課題を設定して探究するという基本的な思考の枠組みを身に付けさせるとともに、視野を広げるために他分野の知見にも触れることで、幅広い教養も身に付けた人材を養成する。(学士課程)

7. 大学等連携推進法人(大学アライアンスやまなし)における教学上の特例措置を活用し、全学共通教育科目において、文理融合など多様な連携開設科目を段階的に拡充していく。最終的には、原則として全ての全学共通教育科目を連携開設科目として設定する。さらに共同教育課程の編成や教職課程の共同化についての検討を推進し、成案化させる。

評価指標	(1)全学共通教育科目の連携開設科目化：令和6年度までに原則として70%以上、令和8年度までに原則として全科目 (2)共同教育課程の編成や教職課程の共同化の検討・成案化
------	---

8. 世界の持続的な開発を支える思考力・判断力を育成し、主体的・継続的な学習態度の涵養を促すため、SDGs(持続可能な開発目標)を基軸とした全学共通教育カリキュラムを構築し、共通教育科目数を適正化するとともに、学生自身の学修の目的に応じ、学習意欲が高まるような共通教育を提供する。

評価指標	(1)SDGsと関連する全学共通教育科目(リベラルアーツ科目)数：令和6年度までに50%以上 (2)自身の学修の目的に応じて意欲的に学べたと捉えている学生の割合：50%以上(授業評価アンケートによる)
------	---

9. 学部在学中に、学生自ら学ぶ姿勢を習得するため、グループワークやディスカッションを取り入れた授業や、体験型の授業などを通して、自らが課題を設定して問題解決に向けて探究を重ねる実践的なカリキュラムを構築する。

評価指標	(1)自らが課題を設定して問題解決に向けて探究を重ねる実践的なカリキュラムの構築 (2)主体性をもって学習に取り組めると考えている卒業年次学生の割合：50%以上(アンケートによる)
------	---

10. 本学の特色の一つとして大学院において取り組んできた分野横断的・融合的な教育プログラムの経験や知見を学部教育に生かし、学生自らが分野横断的・融合的な課題を設定して多面的な思考力を育成する授業科目を配置・整備する。

評価指標	(1)学生自らが分野横断的・融合的な課題を設定する授業科目の配置・整備：令和6年度まで
------	---

(5) 研究者養成の第一段階として必要な研究能力を備えた人材を養成する。高度の専門的な職業を担う人材を育成する課程においては、産業界等の社会で必要とされる実践的な能力を備えた人材を養成する。(修士課程)

11. 教育学部においては、現代的課題に対応できる教員を養成するため、「情報」免許課程を開設するとともに、ICT（情報通信技術）を専門とする教員を教育実践総合センターに新たに配置し、情報教育及び学校現場での実践的な授業を拡充する。併せて、学校現場での体験授業や教職支援室での指導体制を充実させることにより、教員就職率について、全国平均以上を目指す。

評価指標	(1)「情報」免許課程の開設 (2)ICTを専門とする教員の教育実践総合センターへの配置 (3)ICT活用・情報教育科目の開講数：令和4年度から2科目以上、令和6年度からは4科目以上 (4)教員就職率（卒業者数から大学院等進学者・保育士就職者を除く）：全国平均値以上（第4期平均）
------	---

12. 医学部においては、感染制御や総合診療などの地域の医療ニーズに対応し、地域社会に貢献するため、医学部関係のステークホルダーからの意見を医学教育カリキュラムの改善に反映する仕組みを構築する。また、プロフェッショナルリズム教育やシミュレーターの活用を通じた多職種連携教育を医学科、看護学科において展開する。さらに、国際性及び研究意識の更なる醸成を目指し、本学研究医養成プログラムの実績を活用しつつ、医学英語教育、データサイエンス教育の強化等を行う。

評価指標	(1)ステークホルダーからの意見を聴取し、医学教育カリキュラムに反映する仕組みの構築 (2)プロフェッショナルリズム教育や多職種連携教育の実施 (3)系統的な医学英語教育、データサイエンス教育の実施 (4)研究医養成プログラムの活動実績を医学教育に反映させる授業等の実施
------	--

13. 専門性と併せ、他者と協調して物事に対処できる汎用能力を備えた高度職業人を育成するため、共通科目の内容やその開設時期を見直すなど、専門性と汎用能力（構造化思考、文章表現力、対話能力等）の教育を適正に盛り込んだカリキュラムを再構築する。また、外国人及び社会人（学び直し学生）の学生数を増加させ、多様な学生による共学の間を確保する。

評価指標	(1)共通科目（内容・開設時期）の見直しなどによるカリキュラムの再構築：令和5年度まで (2)外国人学生数：令和3年度比5%増（第4期平均） (3)社会人学生数：令和3年度比5%増（第4期平均）
------	---

(6) 深い専門性の涵養や、異なる分野の研究者との協働等を通じて、研究者としての幅広い素養を身に付けさせるとともに、独立した研究者として自らの意思で研究を遂行できる能力を育成することで、アカデミアのみならず産業界等、社会の多様な方面で求められ、活躍できる人材を養成する。(博士課程)

14. 研究と教育を有機的に結合させ、研究成果を迅速に社会に還元するという本学が強みとする大学院特別教育プログラムの理念を全学に浸透させつつ、新たな教育プログラムを開設する。そのうえで、育成する人材像について、産業界等と適切に情報共有を行いつつ、インターンシップの見直しやクロスアポイントメント制度を活用した多様な実務家教員との交流機会の増加等を通じて、学生に多様なキャリアパスを提供する。

評価指標	(1)新規の大学院教育プログラムの開設 (2)育成する人材像に関する産業界等との適切な情報共有(調査等)の実施 (3)インターンシップの見直し(時間数やメニュー見直し等) (4)クロスアポイントメント制度による実務家教員の受入数：10名以上
------	---

15. 高い研究力を持ち自立して課題に取り組める博士人材を育成するため、大学院特別教育プログラムで培った、複数教員からなる研究指導グループによって実現されるオープンな修学環境による人材育成方法を拡充していく。また、体系的なコースワークの見直しや異なる専門分野の複数教員による研究指導、外部メンターを含むメンター制度を導入するとともに、これらの人材育成方法を実質的に評価する仕組みを構築する。

評価指標	(1)体系的なコースワークの見直し (2)異なる専門分野の複数教員による研究指導体制の拡充 (3)外部者を含むメンター制度導入(メンター20人以上) (4)人材育成方法を実質的に評価する仕組みの構築
------	--

16. 高い論理性と表現力、幅広い知識と視野、鋭い批判力と優れた調整力を備えた博士人材を育成するため、能力開発研修の整備、大学院FDの実施、アウトリーチ活動の支援、企業との共同研究や長期インターンシップ等参加の機会の提供などを行う。また、学生のキャリアパス決定をサポートするため、研究発表会をはじめとした産業界との対話の機会を設けるとともに、教育機関での研究者を志す博士人材に対して本学のポストポストを毎年度確保する。

(7) 学生の海外派遣の拡大や、優秀な留学生の獲得と卒業・修了後のネットワーク化、海外の大学と連携した国際的な教育プログラムの提供等により、異なる価値観に触れ、国際感覚を持った人材を養成する。

評価指標	(1)能力開発研修の整備・実施数：1回以上/年 (2)大学院FDの実施数：2回以上/年 (3)アウトリーチ活動への参加率：10%以上 (4)企業等との共同研究・交流会等への参加率：50%以上 (5)長期インターンシップ参加者数：5名以上/年 (6)企業との研究発表会・対話の実施数：1回以上/年 (7)本学のポストクポスト確保数：4ポスト以上/年
------	---

17. 国際社会で活躍できるような高い学習意欲を持つ外国人留学生を多く受け入れるため、入学者選抜方法の見直し、英語対応のための組織と修学環境の強化、英語対応授業の拡大とそれに向けた支援等を行う。さらに産業界との連携による留学生人材の日本国内就職に向けた取組みを強化する。

評価指標	(1)受入外国人留学生数：第3期総数比10%増加 (2)入学者選抜方法の見直し (3)英語対応を考慮した職員の配置 (4)英語力及び国際経験を重視した教員選考制度の整備 (5)英語対応大学院修士課程プログラムの新規開設 (6)英語対応授業の支援策の実施 (7)産業界と連携した就職促進プログラムの実施 (8)外国人留学生の日本国内就職者数：年平均60%（希望者に対する割合）以上
------	--

18. 学生に対し国際的な思考を身に付けさせるため、オンラインを活用した海外大学との連携授業の開始、学生が主体となる異文化交流会や国際ワークショップの開催、英語自律学習の支援など、学内のグローバル共創学習環境の更なる整備等を通じ、海外派遣プログラムへの参加を促進する。

評価指標	(1)海外大学との連携授業の開始 (2)英語自律学習を支援するeポートフォリオの整備 (3)異文化交流会及び国際ワークショップ開催回数：5回以上/年 (4)海外派遣プログラム数及び参加者数：それぞれ第3期総数比10%増加
------	---

19. 海外の大学・研究機関等との国際連携ネットワークの強化に向けて、教員の海外研修及び国際共同研究に対する支援体制を整備する。また、新たな国際交流協定校とのデュアルディグリープログラムの設置、その他の国際連携教育プログラムを拡充し、国際共同研究の推進を通じて、国際社会で活躍できるグローバル人材を養成する。

評価指標	(1)国際連携ネットワーク強化に向けた支援体制の整備 (2)新たな国際交流協定校とのデュアルディグリープログラムの設置、その他の国際連携教育プログラムの拡充 (3)国際連携教育プログラム参加学生及び教員による国際共著論文数：第3期総数比10%増加
------	---

3 研究

(8) 真理の探究、基本原理の解明や新たな発見を目指した基礎研究と個々の研究者の内在的動機に基づいて行われる学術研究の卓越性と多様性を強化する。併せて、時代の変化に依らず、継承・発展すべき学問分野に対して必要な資源を確保する。

3 研究に関する目標を達成するための措置

20. 「諸学融合」を通じて学術研究・科学技術の発展に貢献するため、分野横断的融合研究及び関連した大学院特別教育プログラムについて、URA(リサーチ・アドミニストレーター)による解析指標や外部評価委員会の設置により研究成果の評価を行い、研究資源の傾斜配分を行うことで分野横断的融合研究を更に深化・進化させる。特に、第3期に強化した融合研究「ヒトの発達」及び「学びの発達」で培われた先端脳科学研究、協応行動科学研究など、特色ある研究を強力に推進するため、分野や国境の壁を越えた研究ネットワーク形成を目指す。

評価指標	(1)分野横断的融合研究関係のインパクトファクター付論文数：第3期総数比10%増 (2)国際共著論文数：第3期総数比5%増 (3)Top10%論文数：第3期総数比5%増 (4)外部評価委員会の設置及び意見の聴取(1回以上/年)・反映 (5)研究資源の傾斜配分の実施
------	--

21. 基礎研究及び萌芽的研究を推進し、大学全体の研究力を強化するため、クロスアポイントメント制度等を活用してURAをはじめ高い専門性を有する人材を拡充し、競争的外部資金獲得支援やプロジェクトマネジメントによる研究推進力を強化する。また、研究成果及びその外部発信の戦略的展開などをURA解析指標を活用して進めるとともに、研究成果に応じた研究資源の傾斜配分を行う。

(9) 地域から地球規模に至る社会課題を解決し、より良い社会の実現に寄与するため、研究により得られた科学的理論や基礎的知見の現実社会での実践に向けた研究開発を進め、社会変革につながるイノベーションの創出を目指す。

評価指標	(1)クロスアポイントメント制度によるURA等の高度専門人材の拡充 (2)URAによる研究プロジェクトマネジメント数：5件以上/年 (3)獲得競争的外部資金（金額）：第3期総額比5%増 (4)プレスリリース数：令和2年度比5%増（第4期平均） (5)研究成果に応じた研究資源の配分の実施
------	---

22. クリーンエネルギー、発酵工学、先端脳科学、流域環境科学など、本学の強みを有する分野をはじめとして、地球規模の問題解決及び社会変革に貢献するために、SDGs（持続可能な開発目標）に資する国際的研究を強化する資源配分の仕組みを構築するとともに、国際的な観点から研究内容等を評価する組織を整備する。特にクリーンエネルギー研究に対しては、SDGsに資するモデル的な拠点の実現に向け、競争的外部資金を活用しつつ、研究資源など重点的な支援を行う。

評価指標	(1)SDGsに資する研究に対して資源配分を行う仕組みの構築（学内プロジェクトの新設）：令和6年度まで (2)国際的研究評価を行うための外国人研究者を含む評価委員会の整備 (3)クリーンエネルギー研究等の強みを有する分野に対する研究資源の重点的支援
------	--

23. ワイン、クリスタル、防災、健康など、地域の産業や課題と密接に結びつく研究を推進し、地域貢献及びSDGsに資する研究を進展させる。これらの研究成果を地域における社会実装及びイノベーションに発展させるため、学内コーディネーターの役割の見直しを通じ、URA・社会連携センターの機能を強化する。併せて、山梨県との連携協定に基づく事業の実施方法や外部の客員社会連携コーディネーター制度を見直すなど、学外者との協力体制を強化する。

評価指標	(1)学内コーディネーターの役割見直し：令和5年度まで (2)山梨県との連携協定に基づく事業の実施方法見直し：令和5年度まで (3)客員社会連携コーディネーター制度の見直し：令和5年度まで (4)社会連携コーディネーターによる共同研究数：第3期総数比10%増
------	--

(10) 若手、女性、外国人など研究者の多様性を高めることで、知の集積拠点として、持続的に新たな価値を創出し、発展し続けるための基盤を構築する。

24. 優れた若手研究者、外国人研究者及び女性研究者の採用や定着を促進するため、採用ポイント制、年俸制、クロスアポイントメント制度等の見直し・改善を行うなど、人事・給与制度を整備し、弾力的な運用を行う。

評価指標	(1)採用ポイント制・年俸制・クロスアポイントメント制度の見直しなど人事・給与制度の整備・弾力的運用
------	--

25. 若手研究者等に係る現行の支援制度等を活用するとともに、新たな支援制度を整備するなど、安定かつ自立した研究環境の改善に取り組む。そのうえで多様な教職員の確保に係る人事方針に基づき積極的に若手・外国人教員を採用し、大学院特別教育プログラムの成果を活用して若手教員(40歳未満)比率を31%に引き上げるとともに、外国人教員比率を2.5%に引き上げる。

評価指標	(1)現行の若手研究者支援制度(サバティカル制度、研究休職制度)等の活用 ・サバティカル制度の適用：1名/年 ・研究休職の適用：3名/年 (2)新たな若手研究者等支援制度の整備 (3)若手教員(40歳未満)比率：31%以上 (4)外国人教員比率：2.5%以上
------	--

26. 育児・介護・特別休暇など各種支援制度の整備、弾力的な運用、男女共同参画の加速のための学長行動宣言の実施結果の活用などにより、仕事と育児・介護の両立を促進する。また、女性教員比率を22%に引き上げるとともに、意思決定過程への女性の参画を推進するため、女性教授比率を13%、事務系女性管理職比率を10%に引き上げる。

評価指標	(1)育児・介護・特別休暇など各種支援制度の整備等 (2)女性教員比率：22%以上 (3)女性教授比率：13%以上 (4)事務系女性管理職比率：10%以上
------	--

4 その他社会との共創、教育、研究に関する重要事項

(11) 学部・研究科等と連携し、実践的な実習・研修の場を提供するとともに、全国あるいは地域における先導的な教育モデルを開発し、その成果を展開することで学校教育の水準の向上を目指す。(附属学校)

(12) 世界の研究動向も踏まえ、最新の知見を生かし、質の高い医療を安全かつ安定的に提供することにより持続可能な地域医療体制の構築に寄与するとともに、医療分野を先導し、中核となって活躍できる医療人を養成する。(附属病院)

4 その他社会との共創、教育、研究に関する重要事項に関する目標を達成するための措置

27. 附属学校園の教育・研究成果の地域への還元を強化するため、教育学部・教職大学院と連携し、ICTを活用した教育モデルの開発をはじめ、山梨県内学校園への教員派遣を実施するとともに、県内教員を対象に、研修会の開催や教育実践事例集の配布を行う。また、附属小学校及び中学校における少人数学級(30人)を導入し、その効果等の適切な検証結果を公表する。

評価指標	(1)ICTを活用した教育モデルの開発：令和6年度まで (2)県内学校園への教員派遣数：附属4校園合計20回以上/年 (3)教員研修会開催数：附属4校園合計4回以上/年 (4)教育実践事例数：附属4校園合計8事例以上/年 (5)附属小学校の30人学級の導入：令和6年度まで (6)附属中学校の少人数学級の導入：令和6年度以降段階的に実施 (7)上記(5)及び(6)の効果の検証と公表
------	---

28. 収益性を重視しつつ病院収入を増加させ、経営の安定を図る中で、ロボット支援内視鏡手術など高度で安全な医療の提供や最先端の医療の開発及び提供(新規企業治験実施等)を推進する。また、地域医療の中核的役割を果たすため、これまで以上に救急患者を受け入れるなど、地域の医療ニーズを十分に勘案し、対応していく。

評価指標	(1)病院収入額：令和3年度比40億円増/年 (2)医療費率：40%未満/年 (3)ロボット支援内視鏡手術件数：令和3年度比10%増 (4)新規企業治験実施数：令和3年度比50%増 (5)救急車両での患者受入数：令和3年度比500件増
------	---

29. 山梨県の医療を担う高度医療人を多数養成するため、研修内容の見直しや関連病院の拡充など充実した研修環境の整備を通じ、初期研修医を安定的に確保するとともに、医療を取り巻く情勢の変化に応じ柔軟に専門医研修プログラムを見直すなど、専門医資格取得を支援する。また、医師のタスクシフト実現に向け、特定行為看護師研修の対象領域を全領域へ拡大させ、資格取得者を増加させる。

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1218 150 1368 392">評価指標</td> <td data-bbox="1368 150 2134 392"> (1)初期研修医マッチング数40人/年または募集定員に対する採用者割合90%以上 (2)教育重点病院の増加：2施設 (3)専門医研修プログラム見直し (4)専門医新規取得数：50人以上/年 (5)特定行為看護師研修の全領域への拡大 (6)特定行為看護師新規取得者数：10人以上/年 </td> </tr> </table>	評価指標	(1)初期研修医マッチング数40人/年または募集定員に対する採用者割合90%以上 (2)教育重点病院の増加：2施設 (3)専門医研修プログラム見直し (4)専門医新規取得数：50人以上/年 (5)特定行為看護師研修の全領域への拡大 (6)特定行為看護師新規取得者数：10人以上/年		
評価指標	(1)初期研修医マッチング数40人/年または募集定員に対する採用者割合90%以上 (2)教育重点病院の増加：2施設 (3)専門医研修プログラム見直し (4)専門医新規取得数：50人以上/年 (5)特定行為看護師研修の全領域への拡大 (6)特定行為看護師新規取得者数：10人以上/年				
<p>業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>(13)内部統制機能を実質化させるための措置や外部の知見を法人経営に生かすための仕組みの構築、学内外の専門的知見を有する者の法人経営への参画の推進等により、学長のリーダーシップのもとで、強靱なガバナンス体制を構築する。①</p> <p>(14)大学の機能を最大限発揮するための基盤となる施設及び設備について、保有資産を最大限活用するとともに、全学的なマネジメントによる戦略的な整備・共用を進め、地域・社会・世界に一層貢献していくための機能強化を図る。②</p>	<p>業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>30.学長がリーダーシップをより発揮しやすいガバナンス体制を整備するため、法人経営を担い得る人材を学内外から学長補佐等へ登用して育成するなど、学長サポート体制を強化するとともに、これまで築いてきた経営の透明性を更に高めるため、内部統制システムの検証・評価を実施する。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1218 635 1368 737">評価指標</td> <td data-bbox="1368 635 2134 737"> (1)学長補佐の役割・登用の見直し (2)学長補佐の学内外からの登用 (3)内部統制システムの検証・評価の実施 </td> </tr> </table> <p>31.在学生・卒業生をはじめ、高校関係者、地元企業、自治体及び学識経験者など多様なステークホルダーに対して、大学の強みや課題についての情報を提示するなどして意見等を聴取する。得られた意見等について、法人経営により適切に反映させるため、対応方法等を体系化するとともに、その内容に関する適切な情報を随時公表する。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1218 979 1368 1082">評価指標</td> <td data-bbox="1368 979 2134 1082"> (1)ステークホルダーからの意見に対する対応方法等の体系化及び随時公表 (2)ステークホルダーからの意見聴取：6回以上 </td> </tr> </table> <p>32.安全かつ効率的な施設整備に向け、全学的な施設マネジメント計画（マスタープラン、インフラ長寿命化計画等）及びスペースチャージ制度について、学内外の多様な意見を取り入れる仕組みを構築するなど適切に検証・改善する。また、スペースの有効活用に向け、施設の集約化やトリアージの実施基準を定め、これを適用し施設マネジメントスペースを拡大する。</p>	評価指標	(1)学長補佐の役割・登用の見直し (2)学長補佐の学内外からの登用 (3)内部統制システムの検証・評価の実施	評価指標	(1)ステークホルダーからの意見に対する対応方法等の体系化及び随時公表 (2)ステークホルダーからの意見聴取：6回以上
評価指標	(1)学長補佐の役割・登用の見直し (2)学長補佐の学内外からの登用 (3)内部統制システムの検証・評価の実施				
評価指標	(1)ステークホルダーからの意見に対する対応方法等の体系化及び随時公表 (2)ステークホルダーからの意見聴取：6回以上				

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1218 148 1368 355">評価指標</td> <td data-bbox="1368 148 2134 355"> (1)学内外の多様な意見を取り入れる仕組みの構築 (2)施設マネジメント計画（マスタープラン、インフラ長寿命化計画等） 及びスペースチャージ制度の検証・改善 (3)施設の集約化やトリアージの実施基準策定 (4)プロジェクトスペース面積を2,000㎡以上に拡大 </td> </tr> </table>	評価指標	(1)学内外の多様な意見を取り入れる仕組みの構築 (2)施設マネジメント計画（マスタープラン、インフラ長寿命化計画等） 及びスペースチャージ制度の検証・改善 (3)施設の集約化やトリアージの実施基準策定 (4)プロジェクトスペース面積を2,000㎡以上に拡大		
評価指標	(1)学内外の多様な意見を取り入れる仕組みの構築 (2)施設マネジメント計画（マスタープラン、インフラ長寿命化計画等） 及びスペースチャージ制度の検証・改善 (3)施設の集約化やトリアージの実施基準策定 (4)プロジェクトスペース面積を2,000㎡以上に拡大				
<p>財務内容の改善に関する事項</p> <p>(15) 公的資金のほか、寄附金や産業界からの資金等の受入れを進めるとともに、適切なリスク管理のもとでの効率的な資産運用や、保有資産の積極的な活用、研究成果の活用促進のための出資等を通じて、財源の多元化を進め、安定的な財務基盤の確立を目指す。併せて、目指す機能強化の方向性を見据え、その機能を最大限発揮するため、学内の資源配分の最適化を進める。⑳</p>	<p>財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>33. 民間資金等獲得増加に向け、産学（官金）協働によるスキームである『地域発「産学官金」協創エコシステム』の効果的かつ効率的な運用などを通じ、民間資金の更なる好循環を促進する取組みを強化する。また、財源の多元化を進めるため、効率的な資産運用等に係る組織を整備し、マネジメントを進める。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1218 624 1368 799">評価指標</td> <td data-bbox="1368 624 2134 799"> (1)民間資金等受入実績額（共同・受託研究、寄附等）：令和2年度比20%増 (2)資金運用(利息収入額)実績：令和2年度比400%増 (3)効率的な資産運用等に係るマネジメント組織を整備：令和6年度まで </td> </tr> </table> <p>34. 大学のミッション実現に向け、強み・特色のある教育研究活動や若手研究者支援等の学内プロジェクトに対し、重点的に予算配分を行う。また、共通指標をはじめ各種評価結果を予算配分に反映させるための仕組みを構築し、運用を開始する。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1218 1007 1368 1145">評価指標</td> <td data-bbox="1368 1007 2134 1145"> (1)物件費（病院経費を除く）に占めるプロジェクト経費の割合：第3期平均比5%増（第4期平均） (2)共通指標をはじめとする各種評価結果を予算配分に反映させるための仕組みの構築：令和6年度まで </td> </tr> </table>	評価指標	(1)民間資金等受入実績額（共同・受託研究、寄附等）：令和2年度比20%増 (2)資金運用(利息収入額)実績：令和2年度比400%増 (3)効率的な資産運用等に係るマネジメント組織を整備：令和6年度まで	評価指標	(1)物件費（病院経費を除く）に占めるプロジェクト経費の割合：第3期平均比5%増（第4期平均） (2)共通指標をはじめとする各種評価結果を予算配分に反映させるための仕組みの構築：令和6年度まで
評価指標	(1)民間資金等受入実績額（共同・受託研究、寄附等）：令和2年度比20%増 (2)資金運用(利息収入額)実績：令和2年度比400%増 (3)効率的な資産運用等に係るマネジメント組織を整備：令和6年度まで				
評価指標	(1)物件費（病院経費を除く）に占めるプロジェクト経費の割合：第3期平均比5%増（第4期平均） (2)共通指標をはじめとする各種評価結果を予算配分に反映させるための仕組みの構築：令和6年度まで				

教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項

(16) 外部の意見を取り入れつつ、客観的なデータに基づいて、自己点検・評価の結果を可視化するとともに、それを用いたエビデンスベースの法人経営を実現する。併せて、経営方針や計画、その進捗状況、自己点検・評価の結果等に留まらず、教育研究の成果と社会発展への貢献等を含めて、ステークホルダーに積極的に情報発信を行うとともに、双方向の対話を通じて法人経営に対する理解・支持を獲得する。⑭

教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

35. 自己点検・評価や外部評価等の結果について、社会に対する説明責任を果たすべく、経営的観点からの内容やベンチマークを取り入れるなどして可視化を行い、わかりやすく学内外へ公表する。また、これらの情報についてステークホルダーミーティングの題材とし、以後の取組みやフォローアップにつなげる。

評価指標	(1)自己点検・評価結果や外部評価等の可視化(ベンチマーク等)・公表 (2)ステークホルダーミーティングへの付議 (3)ステークホルダーからの意見等に係る以後の取組みやフォローアップへの反映
------	---

36. ホームページや広報誌等の多様な媒体・手段を通じ、本学の活動状況を多く発信するとともに、ホームページ閲覧状況の検証などにより、求められている情報を的確に把握・共有し、発信内容の質を高める。また、報道関係者との意見交換会などを通じ、本学の多岐にわたる活動に対する理解と支持を獲得する。

評価指標	(1)ホームページへのアクセス数の検証 (2)求められている情報の把握・共有の仕組みの構築 (3)報道関係者との意見交換会の実施数：1回以上/年 (4)報道関係者との意見交換会の参加機関数：10社以上/回
------	---

37. IR機能を強化し、法人経営の戦略立案に資するため、既存のIR室・IR事務室の体制や役割を見直すとともに、蓄積した様々な情報に関し、客観的な評価や費用対効果を勘案した評価など新たな観点からの分析を行い、本学の特長や改善すべき事項等を明確にして関係者と共有する。また、学生の入学から卒業・卒業後まで一貫したデータ分析を可能とするエンrollmentマネジメントIR体制を整備・実践する。

評価指標	(1)IR室の体制見直し：令和5年度まで (2)教育研究活動に関し、客観的な仕組みを用いた分析の実施：令和5年度まで (3)本学の特長や改善すべき事項の明確化・関係者との共有：令和6年度まで (4)エンrollmentマネジメントIR体制の整備・実践
------	--

その他業務運営に関する重要事項

(17) AI・RPA (Robotic Process Automation) をはじめとしたデジタル技術の活用や、マイナンバーカードの活用等により、業務全般の継続性の確保と併せて、機能を高度化するとともに、事務システムの効率化や情報セキュリティ確保の観点を含め、必要な業務運営体制を整備し、デジタル・キャンパスを推進する。⑳

その他業務運営に関する重要事項に関する目標を達成するためにとるべき措置

38. 限られた資源を活用しつつ、教育研究基盤システムを見直すなどデジタル技術を積極的に取り入れ、テレワーク等の働き方改革を推進するとともに、業務の継続性を担保しつつ、特に、AI・RPAについて、可能な限り導入し、その効果を検証することで業務の効率化・高度化を推進する。

評価指標	(1)情報基盤システム及びネットワーク環境の見直し (2)AI・RPAの導入促進に向けた研修会及びアンケート調査の実施 (3)AI・RPAの新規導入及び効果の検証
------	---

39. 強固なセキュリティを確保した情報システムとするため、脅威や脆弱性を把握・確認したうえでネットワーク監視体制の強化策等を講じる。また、学生・教職員の情報リテラシーを向上させるため、サイバーセキュリティ対策等基本計画に基づき、情報セキュリティ対策に係る点検・監査や監査結果から必要性を検討したうえで、研修会を実施する。

評価指標	(1)情報セキュリティ監査・研修の実施数 ・監査：1回/年 ・研修：2回/年 (2)情報セキュリティ研修内容を見直し改善 (3)情報セキュリティ監査結果を踏まえた強化
------	---

予算（人件費の見積もり含む。）、収支計画及び資金計画

短期借入金の限度額

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

剰余金の使途

その他

1. 施設・設備に関する計画

2. 人事に関する計画

全教員の人事を一元的に管理する大学院総合研究部会議（議長：学長）において、全学的視点に立った戦略的な教員配置を進め、特に以下の事項について重点的に取り組む。

(1) 学長のリーダーシップのもと、国籍や年齢、性別にかかわらず、国内外から優秀で多様な人材を求めるとともに、採用ポイント制を継続実施し、学長管理のポイントによって、本学の特色の強化や戦略的な人事を推進する。

(2) クロスアポイントメント制度を活用した人事交流の促進や教員人件費への外部資金活用制度を推進し、これにより生じた財源を戦略的な人事や若手教員等支援

への活用を進める。

- (3) 公平・公正な業績評価を行い、その結果を適正に給与及びその他処遇へ反映させるとともに、年俸制等による柔軟な給与体系を可能とする。
- (4) 役員と協働して大学運営を主体的に担っていく優秀な人材を持続的かつ計画的に確保して学長補佐に登用するなど、育成を進める。

3. 中期目標期間を超える債務負担

4. 積立金の使途

5. その他国立大学法人等の業務の運営に関し必要な事項

(1) コンプライアンスに関する計画

研究における不正行為及び公的研究費の不正使用の防止のため、本学構成員に対する倫理教育やe-Learning等によるコンプライアンス教育の実施により、不正を起こさない、起こさせない組織風土を作り上げる。また、不正防止対策の効果をPDCAサイクルで検証しながら取組の充実を図り、効率的かつ実効性のある不正防止対策を推進する。

(2) 安全管理に関する計画

リスク管理・安全教育について教職員及び学生の意識を向上させるための研修会開催を計画する。労働安全衛生法に基づき、化学物質等の不適切な管理による事故等の発生が無いよう、リスクアセスメントによる管理並びに管理体制の徹底を行い安全な管理体制を強化する。

(3) マイナンバーカードの普及促進に関する計画

・学生への普及促進に関する計画

マイナンバーカードの普及促進のため、新入学生に対するガイダンスにおいて、チラシやリーフレットを配付するとともに、学生用電子掲示板を利用してポスター・動画・リーフレット等を掲載し、周知を行う。また、奨学金等の募集案内時にもチラシ・リーフレットを配付する。

・教職員への普及促進に関する計画

マイナンバーカードの普及促進のため、健康保険証としての利用及びカード取得により受けることのできるサービスについて、教職員用電子掲示板等により周知を行う。また、新採用職員には、採用研修時に利便性について周知を行う。